別記様式第4号（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

総務課長

医師による面接指導通知書

時間外勤務時間が１月当たり、又は２～６月平均で80時間を超えておりますので、職員の長時間勤務に係る椎葉村職員安全衛生管理規程第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１ 面接指導制度の趣旨

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった職員について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置（労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等）を講じるものです。なお、面接指導終了後には、医師から総務課及び所属へ、就業上必要な措置の内容を中心に記載した面接指導結果報告書が別途提出されることになります。

２ 時間外勤務時間

３ 面接指導について